

第二十二回国会 衆議院 文教委員會議録第十八号

昭和三十年六月二十一日(火曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 佐藤大郎君

理事赤城 宗徳君 理事伊東 岩男君

理事並木 芳雄君 理事坂田 道太君

理事竹尾 式君 理事辻原 弘市君

高村 坂彦君 野依 秀市君

藤本 拾助君 米田 吉盛君

島上善五郎君 野原 覺君

小牧 次生君 平田 ヒデ君

小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

出席政府委員

文部事務次官 寺本 廣作君

文部事務官(初等 中等教育局長) 緒方 信一君

委員外の出席者

専門員 石井 勲君

六月二十日

写真師法制定に関する諸願(田口長治郎君紹介)(第二四〇一号)

同(八木一男君紹介)(第二四六号)

地方教育委員会廃止等に関する諸願(床次徳三君外一名紹介)(第二四九二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

博物館法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)(參議院送付)

日本学校給食会法案(内閣提出第九九号)

危険校舍改築促進臨時措置法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一〇一七号)

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案(内閣提出第一〇八号)

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案(内閣提出第一〇九号)

学校教育に関する件

社会教育に関する件

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

博物館法の一部を改正する法律案、日本学校給食会法案、危険校舍改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案、学校教育に関する件及び社会教育に関する件を一括して議題とし、前會に引き続き質疑を行います。辻原弘市君。

○辻原委員 教育委員会制度の問題について大臣にお伺いをいたしますが、ただいまも陳情がありましたし、またすでに問題となっており、また地方財政再建促進特別措置法案、地方自治法一部改正法案が提出されておりますが、この問題に關しましては、われわれとしては従来から非常に懸念をいたしておいた点が、きわめて明瞭に法案の中に盛り込まれて出ておりますので、特に大臣としてはこの両法案を關議等において取り扱われる場合に、文

教所管大臣として相當な御努力をなさったことは、私も承知をいたしておりますが、しかしただこの両法案の中に盛り込まれてある委員会制度の問題としては、単に教育委員会の五十六条以降五十八条に至る予算の編成の問題にとどまらず、その他予算の執行に關する問題、あるいは委員会事務局、事務局その他の問題、ないしは教育委員が固有の権利として持つておる権限の問題等に対して、相當以上の制約を加える点がきわめて明瞭であります。それにつきまして、若干總括的に伺いをいたしてみたいのであります。

まず第一に、御承知のようにこの教育委員会制度が発足いたしました當時には、これは私たち大いに歓迎をいたしましたし、また當時国内的に見ましても、この制度をもつていわゆる教育知事、そういう名称すら冠したものであります。そのゆえんのものは、結局教育行政に対しては従来の単なる行政事務を執行するという域にとどまらず、少くとも教育行政についての政策を策定するといふ、そういう権限をもあわせ兼ねていたのがいわゆる教育委員会制度であり、かつまた教育委員に課せられた任務である、こういうふうな當時一般国民も理解して参つたのであります。そういう制度のままた今日に至つていふのであります。これが少くとも教育委員会制度をわれわれが強化し、持続していききたいといふ大きな根本的理由であります。この根本

的な政策が、いわゆる地方財政の赤字云々といふこの問題のために、その最も大きな被害を受けて、根本的な性格が實質的に改められていくところの傾向に対して、われわれとしては非常に心配をしておりますものであります。従つて一体大臣としては現在の教育委員会法が示す、いわゆる住民の民意によつて生まれた教育委員を持つ権能、こういうものに対して制約をする地方財政再建整備法ないしは自治法の改正についてどういふ御所論をお持ちになつていらっしゃるか、この点について承わつておきたいと思つております。

○松村國務大臣 その点につきまして明確に申し上げますと、教育委員会の根本に關することだけは、財政整理の犠牲にすることは、私はできないと思つて、その点は抜いたわけでございます。しかしながら地方財政の今日の窮乏をこのままで置いたら、やがてこれは地方財政といふものは破綻に瀕することはもう明らかでございますから、これには協力せぬといふ法はなからうと考へます。そういう意味から申しまして、まず大本を犯さざる限りにおきましてはこれに協力するのは当然であらう、あの法案の全体の構成のよしあしはこれはまた別でございますが、文部行政の関連におきましてはできるだけ協力するのは当然であらうと思つて、そういうつもりであつたわけのことを同意をいたしましたわけでございます。その点につきましてはごらん下さい

ますならば、たとえば予算の執行についてあらかじめその県なり町村なりの長と協議をする、こういうことくらいは当然やつていかなうか、ほんとうに円満なる教育の實績を上げることはできないんじゃないか。教育だけばかりでも地方の財政の窮乏とは別だといふような立場では、教育のほんとうの運営ができないのではなからうか。だからそれくらいのことはいふまでもないんじゃないか。それから教員の定数の問題にいたしましても、それならいふまでもない。府県の教育委員会から地方の長と相談をしてみようといふようなことにしましても、これは何も教育委員会の権限を侵すとか侵さぬとかいふような問題ではなからうといふふうに考へます。また教育委員会に事務をとつております者の整理のこと、整理を要する者はやはりほかの行政並みに考へてやつてもいいことではなからうかといふふうに考へて、これに同意をいたしましたわけでございます。私どもはこれが教育委員会の本体及びその適切な運営に悪影響があるものとは考へておらないのでございます。

○辻原委員 累積いたしました地方の赤字解消の問題について、あるいは地方財政の窮乏について何とかしなければならぬという考へは、これはだれしも異論のないところでありまして、ただしかしそれを今所管大臣としての文部大臣がおつしやるからには、少くともこの地方財政の赤字解消のために協力する意味において、この種の法案も根本的な

格を要するとは認めないからやむを得ないという御見解をとられておられるようでありませうけれども、その言葉の中には——そういたしますと、この地方財政の赤字を来した理由に、いわゆる教育費のウェイトが相当あるんじゃないかといったようなお考えがひそんでおられるように私は拝聴するのであります。大臣としては地方財政赤字の理由が教育費にあるという一般説をおとりなさっていられるのかどうか。

なお重ねて、私はしばしば地方団体側特に地方において地方財政を担当する方面の声を徴しますと、どうも教育費が地方財政の赤字を来した最大の原因であるかのような印象を持って語っておられるのであります。これは少くとも実情を知る者としてははなはだ合点のいかぬ点だと思ひます。この数字が大きいから、あるいは人員の数が多からということ、それが赤字を生むなどということは、私は非常に非科学的な考え方だと思ひます。もし大臣にそうしたお考えがあるとするならば、これはきわめて重大な問題でありますから、この点大臣から一つ明確に承わっておきたい。

○松村国務大臣 私は教育費が地方の今日の財政の窮乏を来した大きな原因とは考えておりません。地方財政全体から見たならば、これはこれまで長い間アメリカのやつてきました型ばかりの、金がかかってきわめて能率の上らない行政をやつてきたということに、大きな原因があると私は考えております。従つて教育費だけがその疲弊を来した原因とは考えておりませんが、そういう意味において節減できる

ものがあれば、これは節減をすることは当然なことでありまして、最小の費用で最大の効果を上げるように努めなければならぬことは当然でございますけれども、私どもは教育費のために直接地方の疲弊を来したとは私は考えません。今日までの行政機構の悪かつたことが大きな原因をなしているというふうに考えるものでございます。

そこでそういうことに立ち至つた今日として考えるべきことは、私は率直に申していることは、今日の教育制度そのものが今日の日本の国力とそぐわないものであることは、これはきわめて肯定せざるを得ないと思ひます。しかしながらそのそぐわない中に、八年間やつてきて今日の実績を上げておる、その努力はまたきわめて大きなものでありまして、今後そのお互いの苦勞、努力でこれを完成していくよりほかにはないが、従つて地方財政においてもある程度苦しいことは苦しいだろうが、それは一つしんぼうもしてならぬやうなやうなやうな、そのかわりに教育委員会などにおきましても、できるだけ節約できるものは節約もやつていく、そして国もまた国の力の及ぶ限りにおいては地方の負担を軽減、そして効果を上げるように努めていくというやうなわけ、あらゆる面から苦勞をしてこの制度を持つていくよりほかには道がないと考えるのでございまして、そういう人たちの協力を得るためにも、ある程度この根幹に關せざることは協力をしてやつていってよいのである、こういうふうに考えておるのであります。

○辻原委員 教育費が、地方財政赤字の直接的原因でないということは大臣

もお認めになりました。しかしその影響も若干あるんじゃないかというやうな印象で今お話しなさつたのであります。すでに文部省あるいは全国教育委員会の協議会等で発表いたしました統計上の数字を見ましても、最近の教育費の地方財政の中で占める割合、あるいは国と地方の負担率、いろいろのを見ました場合には、地方財政の中では漸減をしておるという傾向が明瞭に現れております。また国と地方の負担率にいたしましても、漸次

も認めになりました。しかしその影響も若干あるんじゃないかというやうな印象で今お話しなさつたのであります。すでに文部省あるいは全国教育委員会の協議会等で発表いたしました統計上の数字を見ましても、最近の教育費の地方財政の中で占める割合、あるいは国と地方の負担率、いろいろのを見ました場合には、地方財政の中では漸減をしておるという傾向が明瞭に現れております。また国と地方の負担率にいたしましても、漸次

成いたしたような關係からいたしまして、教育費なら教育費に対する府県のことをきめます際には、關係省へは相談をしないやうなことにまつておりますから、文部省はまるつきりあけつぱなしておるわけではございませんで、それがひどい削減を見るときは、それがかいにかいについては、相当のこともでき得ると考えておるわけではございまして、さう御了承をお願いいたします。

○松村国務大臣 お答えを申し上げます。

私が国力不相応と申しましたことは、これはただ大體して申しただけでございまして、どの項目が国力不相応というやうなことでなくて、大體の上において、どう見てもこれは非常に大きいことで、六・三・三の制度は戦争前の国力の盛んなときでございまして、これは国力で持ちこたえられないというので、教育審議会で議決をいたしておりながら実施できなかったものを戦い敗れたあとにおいて実施したものでありますから、非常な苦勞を要することは当然でございまして、その当然の事態をお互いに四苦八苦して切り抜けていくという決意でいきたいと思います。これはなかなかほんとうの完成を見ることはできないことだと思ひます。それには単に教育委員会だけが特別の権力によつてこれをやろうと思ひましてもできません。やはりその町村なら町村、その県なら県で、お互いに助け合つて協調をもつて進み得る形を作ることが必要であらうと思ひます。これだけくらいのこと、まずそのためになにしていいんじゃないかと考えるのでございまして、そしてその上いろいろ助

○辻原委員 この点については議論の分れるところでありまして、深くはお尋ねをいたしません。ただ今大臣が例にあげられました六・三・三実施に關する新制中学の建設等は、制度出発当初においては、確かにこれは大難事業であつて、非常な苦勞が伴つてきたことは申すまでもないことであります。しかしながら、制度を実施いたしましたして今日に至つてより早く完成の域に近づいていくわけです。従つて今後六・三・三制度というものが、いわゆる国力不相応のものであるという見解をお取りになるならば、これは私は大臣にそのお考えをいさしくお尋ねしてみなければなりません。ただ、従来はこの点については敗戦国日本としては非常な大事業であつたというお考えでございまして、そういうふうな私としては了解をいたしたのでありまして、不相応であるからということであるならば、今後それは直ちに制度改変の問題、あるいは大臣みずから教育費圧縮についてお考えになるといふやうな考え方にはこれは踏み出していくものでありますから、その点既往の六・三・三

○佐藤委員長　大臣が二十分だけ所用のために座を立たれるそうですから、

それは教育委員会の基本的な問題には

なっております。具体的に申し上げますと、いろいろ教育費の問題につい

の一部において主張していることとく
教育費が赤字財政の根本的原因であ

れるゆゑもある。また地方教育委員会として、都道府県の教育委員会が

それについて強く主張される点が出てくるんじゃないかと思う。一体この点はどうでしょう。そういう法律的保障がなくともそれが完全に行われるんだということなら、法律なんというものは別にそう大して考えなくてもいいことになる。そういうふうにあなた方は非常に案を凝視してお考えになつてゐるという印象を受けるのですが、そうで

○諸方政府委員 もろん御指摘のよう

に地方団体が財政再建計画を立てますと、その計画の考え方のもとにおいて毎年の予算が組まれると思ひます。しかしながら毎年の予算を組みます場合に、教育委員会の意向を十分反映させますために、いわゆる原案送付権の問題を主張した。毎年の予算で具体的に教育費をきめます場合、その点について教育委員会の意向が強力に反映されるということが一番必要なことであり、私考するわけでありませう。財政再建は、団体自体が赤字で悩んでゐる団体全体で協力をして赤字の再建をしていこうというのでありますから、そういう決意をし、そういう決定をされた計画というものは、教育委員会としても協力をしたいかなければならぬ面があると思ひます。しかし今申しましたように毎年の予算が具体的に教育費をきめていくわけでありませうから、この点についてはどうしても原案送付権の制度を残しておく必要がある、かように考えてその点を主張したわけでありませう。計画を立てます場合に、これは法律上の規定はございせん。しかし先ほど申しましたように団体全体が財政再建のために努力するという決意をする段階にありますので、十分各機

関も協力してやらなければならぬと思ひます。

○辻原委員 問題は再建促進特別措置法ができた際においての教育委員会の送付権というものは、非常に認識が違つてゐるというのを私は申し上げておる。というのは、かりにこの法律が成立した際においても、従来のように教育委員会の送付権というものがその権能を発揮し得ると考える考え方は非常に甘いと私は思ふ。なぜならば先ほど申しましたように、すでに一応二十九年度までの赤字がたな上げされて、それによつて策定計画がつくられた。ならばこれは長期にわたるものであつて、少くとも七カ年というものはその方針を貫くものである、貫かなければその策定計画というものは意味をなさない。そうするとその後における予算送付権というものは、形はあるが実質は伴わないものである。だからむしろ原案送付権を強硬に主張されるならば、その根本的な考え方を主張されるならば、なぜ策定に當つて委員会と長との協議の形における委員会の発言権というものを法律上あなた方は主張されなかつたのか、なぜこれが保証されなかつたかというのを私は申し上げておる。そうでなければこれは意味がない。もし毎年くる予算編成期に當つて送付いたしましても、すでに策定決定を見たこの再建促進法によるならば、送付権というものはほとんど意味をなしません。一体どういう形によつてそれが保証されておるかというのを御質問申し上げておるのです。そういうのをいくら持つておつてもこれは骨董品をあやすやうなものである。そうでなくして現実にほんとうに委員会の発言権というものを

を留保するためには、策定に當つてのその委員会の発言権というものは、法律的に保証がなければこれは何ら意味がないのです。あなたが言われるいわゆる赤字の解消のために協力するということ、法的に委員会の権限を保証して協議せしめるといふことは何ら矛盾はいたしません。法律の保証がないならば、これは場合によつてはその力関係等によつて、長の執行権限といふものが大きなウェイトになつて、委員会の権限が大幅に制約される場合もあり得ます。しかし少くとも委員会

は行政機関であるけれども、一般の行政機関とは事違ふ。少くとも教育行政については独立の権限を持つてゐる行政機関であります。とするならば同様策定計画については送付権と同じ関連に立つならば、両方がそれについての独立した一つの見解をもつて話し合ふということがあつてしかるべきである。それがないから教育行政の所管でない地方公共団体の長の権限によつてその後における教育行政というものが、あるいは教育予算というものが大幅に制約を受けてくるということは雄弁に物語つておる。なぜそういう主張をなさなかつたかというのを私は申し上げておる。法律的な保証が何らない。送付権云々を言われるならばなぜこのときにその点を強硬に主張せられなかつたか、それをお尋ねしておるの

であります。いま、いわば抽象的にどれくらいの具体性を持つたかといふことは、これは今後の問題でありますけれども、この法文にありませう。この幅があるわけでありませう。その幅の中において毎年の予算がきまる、こういうことになるかと私は考へております。従ひましてやはり毎年の予算を組みますときに、地方教育委員会の意向が強力に反映されるということが一番大切

○諸方政府委員 繰り返して申し上げることにありますが、財政再建計画の策定であります。その策定されました方針のもとにおいて毎年の予算が編成されることは御承知の通りであります。ただし再建計画はこの法文にありませう。いま、いわば抽象的にどれくらいの具体性を持つたかといふことは、これは今後の問題でありますけれども、この法文にありませう。この幅があるわけでありませう。その幅の中において毎年の予算がきまる、こういうことになるかと私は考へております。従ひましてやはり毎年の予算を組みますときに、地方教育委員会の意向が強力に反映されるということが一番大切

○辻原委員 この点はお認めなされた

ようでありませう。もろん再建計画は法律上は抽象的なものにすぎないと思ひますけれども、しかしどの程度の幅になるかは、これは作つてみなければわかりませう。しかし少くとも長期にわたつて計画を立てていく限りにおいては、これは単なる大筋をきめるだけのものでは意味をなさぬことは当然であります。相当具体性を持ったものでないと、実際の計画にならないことは明らかである。そうするとあなたが言われるその再建計画と毎年度の予算編成との幅といふものは、まあここでやるのは抽象論議でありますけれども、私はそう大きな期待は持てない。ともかくあなたはその送付権の幅の中において、小さいながら何とかやつていけるだらうとこゝろ言われる。しかしそのことと自身がすでに委員会が持つておる本来の送付権というものを制約してゐるということをおあなたがそこで承認をなさつてゐる。本来長と教育委員会との関係、議会と教育委員会との関係においては、少くともこれは二本建で、何ら拘束を受けない。二本建のものである。議会に対しては教育委員会は責任を持つてゐる。教育委員会の送付予算に対しては少くとも責任を持たなければならぬ。そういう関係から一方この再建計画によつて大きなワグがはまつてきて、ワグの中でしか踊れないといふことになつたことは事実です。そのことはあなただけはお認めになるかどうか。

○寺本政府委員 なかなか御納得いた

だけぬようございませうが、この点につきまして法律案をきめます場合に私ども関与した立場から意見を申し上げたいと思ひます。ただいま緒方局長から御説明申し上げておる通りでございませうが、私どもは再建計画を作り出す際にそれが七年間の予算であるように

きつちりしたものはならぬだろうと思ひます。また事実それを作ることとは不可能だろうと思ひます。相当幅があるものだろうと考えております。しかしその計画をつくります際に、後年度教育委員会の原案送付権の発動を見て摩擦を起すような計画は、知事としては作れぬ問題だろうと思ひます。教育委員会が後年度非常に摩擦を起すような計画を自治庁に持つてき、それを文部省に協議する、こういう余地が残されておりますから、事務部局では必ず後年度摩擦を起さぬような財政計画しか作れぬだろうと思ひます。そういう点で財政計画で作るワケが窮屈なものだと思ひますが、そういう御議論でございまして、実際にはやはり再建計画で作ります教育費の問題は、教育委員会の意向をくんだものにならなければ、後年度運用ができませんし、中央に持つてきた場合も中央政府の承認は得がたいものである、そういう点でこの法律はうまく運用されるだろうと考えて私はこの法案に賛成をいたしたわけでもあります。

○辻原委員 私には全く反対の見解を持ちます。あなたが今おっしゃられたように、七カ年の長期にわたるもので、もちろん数字的なものは出ないと思ひます。しかし今地方の教育費の中で問題になっておるのは、主として私は人件費の面ではないかと思ひます。建築費その他は国の補助もあり、これはいはば義務的なものであります。それよりも都道府県教育委員会の所管している人件費が一番問題ではないかと思ひます。そういう点について私は何れも数字的なものを出さなくても一応の基準を計画の中で策定してくれば、假に七カ年はびつちり行くわけです。そういう

ことは今からはつきり見通しておるわけです。定員とか給与の基準は大体大蔵省や自治庁がらんでいた問題ではありませんか。そういう甘い考え方で、私はほとんどでもないことになると思ひます。それを国に持つてきて、自治庁長官が確かにそれについて必要と認める部分については修正するということになつてゐる。修正する場合には各省に協議をするでしょう。しかしそれは各省に一応協議をして文部省の意向を聞くということになるが、文部省の意向それ自体が私は問題だと思ひます。教育委員会と文部省は何ら関係はないのです。文部省の意向を聞くから教育委員会の権限は大丈夫だ、そういうことはあなた方が何を言われんとするか、ちよつとびんと来ないのです。今度の自治庁のやり方、あるいはあなた方が文部省の意見も聞いてくれるから大丈夫だ、ということは、中央集権の一つの考え方があなた方をしる言わせておると私はひびがんとつても差しつかえないと思ひます。そういうことだから、ますますこのやり口については安心がな

らないわけですね。地方の教育委員会の教育費が立てる教育政策を具現する教育費の中のどこに特殊性が生まれてくるか、ますます疑念が深くなる。どうでしょう。政務次官は、財政計画は抽象的なもので、そういうことは絶対に大丈夫だと言われるが、財政計画は数字的には抽象的なものかも知れぬ。しかしこの底を流れる一つの基本といふものは、その簡単に毎年度あつちへ返つたりこちへ返つたりするようなものではないかと思ひます。定員はほゞ何人とする、増加については何%認めるとか、にやられたらどうするのです

か。七カ年動きませんよ。それをしもそういうことは絶対あり得ないとおつしやいますか。一べんその見解を承わりたい。そういうことをその協議のときにはつきり入れるのか。

○寺本政府委員 御議論の中で文部省と県の教育委員会は何も関係がないという前提で話を進めておられるように思ひます。文部省はなるほど県の教育委員会に対して指揮監督することはできません。しかし報告を求めることはできます。また文部省の意向として県教育委員会の立場を十分擁護してあげたいと思つておりますし、それを擁護することは禁止されておらぬと思ひます。文部省の意向を十分擁護してあげたいと思つておりますし、それを擁護することは禁止されておらぬと思ひます。文部省の意向を十分擁護してあげたいと思つておりますし、それを擁護することは禁止されておらぬと思ひます。

○辻原委員 私が関係がないと言つたのは、そういうふうにおつしやられると、若干訂正をしなければなりません。私はその程度の関係しか持つていないといふことを申し上げたのです。文部省と教育委員会との関係は、法律上大臣が指揮監督するといふ抽象的な規定、あるいは文部省が教育所管の省として教育全般について、その立場に立つてやるという、そういう意味合いからいしか持つておらぬ。法律的に具体的に教育委員会についての上部のい

す。そのことは委員会と文部省との関係がどうだかというふうな議論の問題ではないと思ひます。そういう意味合いにおいて、そこから一歩進んで、あなたの言われるように、再建計画が文部省に協議されるに、文部省がそのあれで発言をするから大丈夫だといふようなことは、少くとも文部省がその上部の機関であるならば、私はその説はごもつともだと申し上げたいのです。そうじゃなくて、やはり独立機関の教育委員会に対して言

うお言葉としては、これはちよつと違ひのじやないかと思ひます。そういう意味で申し上げました。その点については、あるいは私の申し上げたことが十分おわかりならなかつたかも知れませんが、ともかくこれは大丈夫であるから御安心をしてくれという政務次官の保証であります。その保証よりもむしろ法律的保証をほしかつたといふことをこのときに申し上げておきます。同時に、今は再建計画を策定する場合の問題ですが、それを一歩進めて、今言われました自治庁長官の承認を求めるときの問題についてのお話

が今次官の方からあつたわけでありま。次の問題は結局予算の執行にかゝる問題であります。それと同時にこの法律の中に予算についての調製の問題をうたつておりますが、この調製の問題と教育委員会法の五十六条以降六十三条に至る各条項の予算編成、予算執行についての委員会の権限、この条項は委員会の予算の編成、執行に対する独自の権能といふものをきわめて強力に与えておる、委員会の性格の最も基本的な条項である、こう考えておりますが、これが予算の調製権とそ

の次にある予算の執行について、いわゆる執行権限を剝奪されるかのような印象の、いわゆる長との執行について事前協議、この問題との関係についてお考えを承わりたいのであります。

○辻原委員 先ほどの局長のお話の再建計画を策定したときには、そういう法的保証がなくとも、毎年次送付権があるのだから大丈夫だ、だからその幅において委員会の独自性といふものは十分保持していけるという説明があつたのですが、これは毎年次いわれる策定計画が七カ年にわたつてかぶさつて

五

くる。そうすると当該年度の予算を編成するに当って、少くともその調製権限が長にあるという事は、送付権を持つておる委員会の予算であらうとも、それが再建の指定団体とするならば、当然それについてはすべて長が調整をはかるということ、その場合の長の考え方がいかんによつて、もし善意に立てばそれは何も問題がないことですが、こういふことは善意に立つて物事を考えるよりも、逆にとつて考えた方がわかりやすいから、私はそういう立場に立つて申し上げるのですが、そうしたならば調整をしよう。その調整ということを裏を返して言えば削減をしようという考えに立つてこれをやるとするならば、それは可能なんですか、それは一体どうですか。その保証はありますか。

○緒方政府委員 ちよつと私の説明は足りなかつたのですが、今の御指摘の点は第三条の第五であります。これは「財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ」とこの点だろつと思ひます。この調製は予算を作ることです。調製の製という字は製造の製であります。そこで申しましたように、財政再建計画に基いて予算を長が作ります。その際、教育委員会の原案送付権があるいは二重送付、この制度は全然変更がありませんので、長が調製をする場合に、教育委員会は、教育費の予算の原案を作つてこれを長に送付します。そうしますと長はそこで統合調製という意味だつたと思ひますが、これは統合調製のために教育委員会が予算の原案を送付することは、現行の法律に書いてある。その意味の統合調製は長がや

る。これは現行法においてそう書いてある。しかしそこで統合調製がつかないで教育委員会の意見と折れ合はなかつた場合には、教育委員会の意見を明記して議会に送付する、この点はかわらないわけでありまして、ただいま御懸念の点はないと思ひます。

○辻原委員 あなたは解釈なさつてゐるのは、調製というのはいわゆる調達の意味に解釈なさつてゐるのですか。そういう意味で単に作るというふうな解釈なさつてゐるのですか。私はそういうふうには解釈してゐないのです。

○緒方政府委員 単に作ると思ひしても、整えるのではなく、製造の製といふことを先ほど申し上げましたが、ですから先ほど申し上げましたようにそれで成立してしまふ、その意向でまとめてしまふ、こういうことではないので、調製の製といふのは製造の製だといふことは前段として申し上げたわけでありませう。

○辻原委員 その点はつきりしておきたいのですが、字句がそうであらうがなからうが、単に作るというふうにするなかに解釈されておるのか。単に作るというふうには解釈されておるとすれば、予算の編成権は特別一項をあげて書く必要はないと思ひます。これは単に作るというのですか。いわゆる調整という意味は含まれておりませんか。

○緒方政府委員 財政再建整備計画に基いて調製するのです。

○辻原委員 そうするとそのすなおな解釈でいきますと、ただその計画をつくつた基本方針に従つて、いわゆる予算を編成するといふ意味なんだ。こういう単純な意味合いで一項をあげたというふうには解釈して差しつかへありません。

せんね。その点については将来疑義が生じませぬ。長が特別うたわれてゐるのだから、毎年度の予算について、最終的に長が権限を持つておるのだといふようなことにはなりません。

○緒方政府委員 その点は教育委員会との関係におきまして、今おあげになりました第五十六条における関係は、全然関係ありませんと私は解してあります。財政再建計画に基いて、予算の調整をしますが、その際に原案送付権のあるいは二重送付と称せられるこの制度は生きております。従つてこの教育委員会の制度は生きております。

○野原委員 ちよつと関連して……。ただいま辻原委員と緒方局長との質問やり取りを承つておりますと、ただいま辻原委員が質問いたしました財政再建計画に基いて、財政再建団体の長が予算を調製するといふ権、この点は教育委員会の予算原案の送付権を何ら拘束しない、こういうふうなあなたの解釈でございませう。これは教育委員会の予算の送付権といふものは、第三条の五を解釈して参りますと、全く有名無実になると私は思ひます。あなた方が自治庁との間に予算の送付権についていろいろ折衝して獲得された、こういう答弁もこの前の委員会であつたわけでございますが、第三条の五をすなおに一つ読んでいただきたい。いやしくも初等中等教育局長ともある者がこの法文解釈ができないはずはないと思ひます。これはすなおに読んでみますと、こういうことしかありません。「財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ。」といふのでありますから、予算を調製する上に當つて、これを拘束するもの

は財政再建計画なのである。だから財政再建計画といふものを再建団体の長が立てて、議会の議決を経て自治庁長の承認を得てゐるでしよう。それが拘束するのです。だから教育委員会が予算の原案を議会に送つてみたところが第三条の五によつてこれは縛られてしまふわけである。だから私は第五十六条の予算送付権が認められても有名無実であるといふことを言つてゐる。この点のよつに解釈せられるか。

○寺本政府委員 緒方局長の御説明でなかなか御納得がいけないようでございますが、私もこの法律案作成の過程におきまして第三条の五は、これによつて自治体の長が教育委員会の原案送付の権限を奪ふ、それを削除する、制限するといふ意味には全然解釈いたしておりません。この点自治庁側にも疑義がございせん。この第三条の五は、財政再建整備計画が赤字補填のための公債発行その他政府の援助を受けるための単なる青写真に終つてはならぬ。後年度まで財政再建団体の長をこの程度は拘束するといふ規定である。これでこの長に教育委員会の権限を奪うことを根拠づけた法律であるとは解釈いたしておりませんので御了解をいただきたい。

○野原委員 今次官はそういう解釈をされますけれども、すなおに言つて私は再建団体の長は再建計画に基いて調製をしていくと思ひます。そうすると幾ら教育委員会が予算を送付しても自治庁としては監督権を発動いたしませんから、再建計画といふものを重視して参ります。そうすると再建計画に基いた調製といふことが重要になつて参りますから、教育委員会の予算送付

権といふものは有名無実なのです。これは第三条の五によつて送付してみたところでどうもならぬ。五十六条は全然文部当局の皆さんが自治庁と交渉して何か獲得されたような顔をなさるかも知れませんが、これは完全に自治庁から一本明らかにごまかされてゐる。三条五によつて予算送付権は実質的に生きる面がどこにありますか。再建計画に基いて調製するといふことが重大なのです。再建計画に基いた調製といふことになれば、教育委員会の予算送付権は何にもなりません。その点政務次官はそういう私のような解釈をとらぬといふ御意見でございますか、重ねて私にもう少し納得のいく御説明をしてもらいたたい。

○寺本政府委員 先ほど辻原さんから盛んにお話がありました。その点にまたもどつてきたように思ひます。計画自体が非常に窮屈なものである場合に、原案送付権があつてもその原案送付権が生きてこないじゃないかといふ御趣旨であらうと思ひますが、先ほどから申し上げました通り、教育委員会の原案送付権は生きてゐる、そのためにこの再建整備計画を作ります際、後年度において教育委員会と議会、自治体の長との間にいろいろ問題が起るような再建整備計画はなかなかできにくい。まして計画を作ります際に、それは自治体の長だけでできるものでなく、自治庁長官の承認が要る。その承認にはやはり文部大臣との協議が残つておるといふようなことで、文部大臣と教育委員会が連絡をとれば、なかなか教育委員会の意見を無視した再建整備計画もできがたいといふことで、再建整備計画自体がそうゆとりがないも

のにはならぬだろう、運用上は円滑に動いていくだろう、こういうことで私どもは考えておりますので、その再建整備計画に基いて長が案を作る。その長が案を作る際には、原案送付権が生きておりますから、その間に教育委員会と自治体の間に適当に交渉が行われて、この案が円滑に推進されていくだろうと考えておるわけであります。

○野原委員 非常に関連がありますから……文部大臣と自治庁長官がこのような予算を編成するときに協議をするとなんが申されまされども、一体どこに法的に協議をする根拠があるのですか。それは道義的には同じ内閣の自治庁と文部省でございますから、相談がなければ、閣議で文句を言おうというお考えかもしれませんけれども、法的にいつて、事、都道府県の教育財政に関する点について、私はこの再建整備をするについて文部省の意見を自治庁長官が聞かなければならぬというのではないと思う。その法的根拠をお示し願いたい。今政務次官が言われた点について。

○寺本政府委員 年々の予算編成について、自治庁長官が文部大臣に協議を要するということをお願いしたわけではございません。財政再建整備計画の承認について申し上げたわけでありま

す。

○野原委員 その点について、どういうような法的根拠がございますか。財政再建整備計画の承認について今云々と言われた、その個所についての法的な根拠。

○緒方政府委員 第三条の第二項であります。「自治庁長官は、前項の規定により財政再建計画を承認しようとする

場合において、当該財政再建計画のうちに、各省各庁の長が所掌する事業で国が負担金、補助金その他これに類するものを支出するものに係る部分が含まれているときは、あらかじめ、当該負担金等に係る事業を所掌する各省各庁の長に協議しなければならぬ。」

○竹尾委員 この種の法律を今まで私も大いに審議して通して参りました。が、いつもこんな問題が起ってくる。疑義を差し込まれるような点については、これは当局はそういうことではないであらうというように、いづれもごまかしてきただけです。ところがその後法律が出てみると、どうもわれわれの心配したようなことがしばしば協議もされ、またわれわれの意思に反したような決定がなされてきておるのです。だから今の条文の解釈は、常識的に考えて、二人の委員諸君の言われたように解釈するのが私は至当だと思つたのです。今、政務次官がそういうことを言われますが、自治庁長官と文部大臣というのはいかなる場合でも仲のいいような場合はなかったのです。これは始終けんかしてきておる。そんな政務次官の考えられるような甘い結果に達したことは、私の経験によれば、今までそういう例はございません。でありますから、これは結局において予算原案送付権などは完全に排除されてしまつて、それは局長、幾ら首をかしげ

たつてそんなんです。そこでこういふことはできませんか。この際教育委員会の予算送付権は原則として認めるとか、これを排除しないとか、こういう一項をこの中に加えれば、それは何とか生きてくるのです。このままだと、

われわれの心配しているような事態が必ず起るから、見ててごらんない。そこを心配しておる。その点どうですか。

○寺本政府委員 竹尾さんから非常に御親切な御注意がありまして、私も自治庁との交渉で苦い経験をなめておりました。非常に思い当ることがござい

ます。しかしこの第三条第五項の「予算の調製」ということに限りましては、自治庁との交渉の経過にかんがみまして、またこの条文の字づから申しても、これで教育委員会の原案送付権を制限したというよりは、向うでも解釈する余地はあるまいと考えております。

○竹尾委員 それは交渉の経過において、ただいまあなたが政務次官で、向うは川島正次郎さんが自治庁長官だといふことで、お話のやりとりはそれではないかもしれません。しかし速記録に残つておるかも知れませんが、そういうことは一時のこの場限りのことであつて、これが大臣がかわり、政務次官がかわれば、そういう解釈はしないかも知れません。しないのが当然だと思ひます。そういう点を実は心配しておるのも、もつとつきりうたい出す方法がないか、こういうことでござい

ます。

○緒方政府委員 私は政務次官のお答えを補足しまして、法律的な条文の関係をちよつと申し上げてみたいと思ひます。先ほどからお話のありますように、第三条第五項は「財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ。」この「基いて予算を調製しなければならぬ。」というところ、意味があるのでござ

います。しかしながら権限の問題から申しますと、予算の調製といふことは長がやることである。現行地方自治法におきましても、二百三十四条において「普通地方公共団体の長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならぬ。」予算の調製権は明らかにその長にある。教育委員会の方は予算を調製するわけではありませ

ん。教育委員会は予算を調製される場合に、原案を送付する。従ひまして今度財政再建計画に基いて地方団体の長が予算を作り出す場合も同じことでありまして、これに對しまして教育委員会の方から、教育委員会の予算原案を送るわけでありまして、その送りまし

た原案に對しまして「教育委員会の送付に係る歳入歳出を減額しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならぬ。」あるいは五十八条におきまして、長が今の「歳出見積を減額した場合においては、教育委員会の送付に係る歳入歳出について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、地方公共団体の議会が教育委員会の送付に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならぬ。」これはこの通り生きて参ります。従ひまして二重予算という関係は、教育委員会が長に對しての関係ではなく、議会に對する関係でありまして、長が予算原案を調製し、それに對して、今申し上げたような手続によりまして意見の調整ができな

い場合には、その二つの意見が議会に持ち込まれ、議会において最終的に決定する。この仕組みは一向変わりはないわけでございます。ただ第三条第二項の規定は、個々に予算を調製するはもろろ長であるけれども、その場合に財政再建団体でありますので、再建計画に基いてやるということであると考へております。

○野原委員 関連して。緒方さん、その場合に再建計画というものが予算を縛る絶対的な力を持つてゐるのではありませんか。これを言つてゐるのです。再建計画というものがこの予算を縛る絶対的な力を持つてゐることになれば、教育委員会が予算を送付してもそれはむだではないか、この点はいかがでございますか。

○緒方政府委員 これは財政再建計画におきまして、おそらくその全体の財政規模というものは、その団体のついてはいろいろ計画が立つと思ひます。しかしこれは予算じやありませんので、毎年の予算に對しましては、そのワク内において教育費は具体的に幾らということはその予算においてきまるわけでありまして、その際に私が申しました原案送付、二重予算の制度はこれは生きてくるわけでございます。

○野原委員 形式的には教育委員会が予算送付はできる。五十六条は何らこれは法文の上でも拘束を受けておりません。形式的にはできるけれども、それは形式的に議会に送付しただけであつて、幾ら議会に送つてみたところが、すでに自治庁長官が再建計画を承認して、都道府県の財政というものが規定されていくでございまして、再建計画に基いて首長が調製したのだ、こういうことになりまして、議会在が取

り上げようがなくなるのです。再建整備促進法による財政再建計画というものがこの予算を圧倒的に、絶対的に拘束してくる力を持つておるのです。だから委員会の送付権はこれはやりやすい。やっただけで何ら議会は取り上げようがないのです。これを取り上げて議論をしてみたところが、自治庁長官が最終的な権能を持つておるのですから、七カ年の間は何か意味ないじゃないかということも言っている。あなたには意味があると言いますけれども、議事が取り上げてこれを一体審議することができませんか。できたって教育委員会の送付権というものは議題にも上らぬですよ。そういう点が私は自治庁から文部省はごまかされておると思ひ、これはいかがですか。

○経方政府委員 どうも同じ御答弁を繰り返すことになりまして恐縮であります。その財政再建計画という、その幅のある財政計画の中において、毎年の予算をきめていく。でありますから、毎年の予算の調製の場合にこれは教育委員会の側の意見を反映するという事になっておりますから、そういう解釈をしております。

○並木委員 関連して。卑近な例をとつてお聞きしておこうと思ひ。つづれかかった会社が、例のこれは再建何とかという法律がありますがあれと同じです。これはつづれかかってどうにもこうにもしょうがないから、ここで再建計画を立てて救つて下さいという、そういう自治体になってしまった場合を考えたければならない。今の場合はおやじとおふくろとが相談して、どうにかうちの財政を切り盛りする。これは教育に幾ら回そう。むすこは大学ま

でやろうじゃないかという計画ができ、場合のこを考へておるけれども、おやじとおふくろではどうにもならなくなつて、外部の借財がござんできたから、一つ何とか借金をたな上げしてまけてくれませんかという、債権者に對する一つの計画を立てたという一家の財政にたとえられる。そのときにそれがオールマイティを持つておるかという債権者だ。一々おやじさんといえどもおふくろさんといえども、債権者の鼻息をうかがわなければならぬ。その財政の切り盛りができません。それを言つておるのです。その場合に子供の切なる願ひというものは——教育委員会を子供にたとへて悪いですけれども、奥さんからだんなさんにあれするか。そういう例をとつてもいいと思ひ。要するにそういう切なる願ひが出て、外部の者がそれはむだ使いだ。子供を大学までやるんだつたら、そんな金があつたら、その金をこちらに回さない、返さない、こういう場面が出てくることを私は憂へておる。それとびたりと合つておる話じゃないか。そこまでお考へになつておるかどうか。

○寺本政府委員 例を引いての御質問でございますが、先ほどから申し上げます通り、財政再建整備計画の計画作成の過程では、後年度における予算編成権がやはり生きてくるというところが一つ。それから自治庁が監督いたした場合には、府県の教育委員会との連絡をとることによつて、文部大臣に発言の機会がある、それで再建整備計画自体が教育委員会の立場を無視したものはできない、その再建整備計画も七年間の予算そのものを組むのでなく

て、ゆとりがある計画になるというところ、こういう点から教育委員会の後年度における原案送付権が全然死んでしまふというふうには考へない。やはり生きてくると私たちは考へておるわけでありませう。

○並木委員 文部大臣に協議するといいますが、文部大臣が承知しなかつた場合はどうなるのですか。

○経方政府委員 これは現在の法律の法文にある規定でございますが、協議がととのわなかつた場合にはやむを得ない。それは事実上協議をするというものはその調整をはからうということでありませう。これは今までの条文にもあることであります。法律的には差しつかえないのであります。

○並木委員 大臣に申し上げますが、今再建の法律に關連して教育委員会の権限の問題について各位が心配されて質問をされておる。で、私も聞いたのでありますが、これはやはりよほどしつかりしないと大へんな内容の法律です。たとえば今私が聞いたのは、大臣に自治庁長官が協議するといふけれども、文部大臣がそれを承知しなかつた場合にはどうなるかといへば、それはやむを得ない、泣き寝入りだ、こういうことになつてしまふ。それからもう一つ、政府委員のさつきの答弁の中に、教育委員会の意見を聞かなければならぬといふ項目があると言ひましたが、その場合に教育委員会がその言ひことを聞かなかつたらどうなるのですか。教育委員会の意見を聞いて作らなければならぬといふことがあつたでしよう。そのときは教育委員会の方でノーと言つた場合はどうなりますか。それはやはり教育委員会の力は抹殺されてしまふので

はありませうか。その二つの場合いかがでしようか。

○寺本政府委員 大臣にお留守中の今までの皆さんの御質疑と私たちとのやりとりの経過をまだ申し上げておるわけなので、私からお答えいたします。

財政再建整備計画を自治庁長官が承認するに當つて文部大臣と協議する。協議がととのわぬ場合にはどうするか、こういう点がお尋ねの中心だらうと思ひます。単に意見を聞くといふこととでございませんで、團體の間で協議がととのわなければ自治庁長官は承認ができません。制度でございませうので、その点は御心配は御無用だらうと考へております。協議がととのわぬ場合には、自治庁長官は財政再建整備計画の承認ができなくなる、かように解釈いたしております。

○辻原委員 大臣にお伺ひいたしますが、今までいろいろと具体的にお伺ひをいたして参りましたが、寂然としたしませうし、この法案について、委員の権限を大幅に制約するといふ面が大きく浮び上つてきたように私たちとしては考へられます。と申すのは先ほど最初に大臣に申し上げましたように、再建計画を立案する際に、委員会との間には何らの法的保証なくしてそれが行われる。委員会の法的保証がなくして再建計画が立案され、しかも毎年度の予算の策定に當つては、その再建計画に基いて、それぞれの團體の長がその調製に當る。さらにその執行の部面に至れば、再建計画に關係する分についての執行の権限は、従来委員会が独自に執行していた部分も、これはあらかじめ必ず長と相談の上、この執行に當らなければならぬ。さらに最

後にはその執行の適否がどうである、こうであるについては、自治庁長官が監督権をもつて、不当なる予算である自治庁長官の判定した場合には、その執行の停止もしくは修正を行はしめることができるというふうなことは、委員会の持つておる送付権その他の権限を最初から終りまで全部制約してしまふというふうな一連の考へ方に立つて法案ができておることは間違ひのない事実であります。この点についてもなおもし監督権はつづけてございませうというふうに大臣がお考へになつて、再建のためにこの法案の成立に協力しなければならぬという御所存を本心から大臣としてはお持ちなされておるかどうか、われわれこの文教の側に立つ者としてははなはだ合点がいかぬのであります。大臣としてはそういうお考へで終始されるつもりかどうか。この問題に關してこの点を最後に承つておきたいと思ひます。

○松村国務大臣 私は、これくらいのことは地方の財政の危機を救うためにはやむを得ないことと考へておるわけでございます。それはなぜかと申しますと、それだけ権限が少なくなつたといふことなんでありませうけれども、財政整理の計画を立てますときには、今政務次官が申した通りに、やはりある程度大體のことは文部大臣にも協議をする。そして協議が整わなければ、その案はそのまゝになつてしまふわけでありませう。そうしてそこでできたものによつて、その長が年々の予算をそれによつて調製しようという。調製しよといひましてもその計画にらみ合せてみるものであります。教育委員会の権限は何も侵されておるま

から、今でもやはりその地方の知事などは自分の計画を知らず、この教育委員会などの計画を承知できる、できぬ、こうなるわけですから大した相違はありません。そうしてかえって両者の間によく話し合いができて通りますならば、円滑な文教の運営もでき得るという事で、そう考えまして、この程度のことでは譲つてもいいんじゃないか。決して教育の大本を侵すものではない、このように心得ております。

○辻原委員 大したものでないかどうかについては、われわれとしてはなお検討をいたさなければなりません。時間も経過いたしますので、一応大臣の御見解を承わつて後日の問題にこの点は譲りたいと思ひます。

次に、他の問題であります。この機会に承わつておきたいのは、先般参議院の予算委員会でありましたか、鳩山総理が、委員会制度万般について検討する用意があるかのような発言をなさつておりましたが、これについてさうした御相談が文部大臣との間に行われたのかどうか、これが第一点であります。

○松村国務大臣 その相談はまだ総理大臣から承わっておりません。どういふ場合に総理がお話しになったのですか。文部省だけの委員会についてのお話であるか、日本の行政機関のすべての委員会制度についてであるかは、その話を聞いておりませんからわかりませんが、文部省につきましては今それを一々検討して、この委員会をどうしようという具体的な案は持つておりません。ただいかにも法制によるところのものはやむを得ませんが、その法制

によらざるものが非常に煩瑣であり、能率の上らないおそれもないではあります。それから、法制によらざるものを合わすとか、まだどこか改定して簡素化する必要はあるいはあるのじゃないかと自分だけで考へております。それは総理大臣の言われたのと関連性があるわけではございませんから、さう御了承願ひます。

○辻原委員 私の質問があるいは悪かったかもしれませんが、各種の委員会ではないのです。教育委員会の制度について総理がさういふ発言をなさつておるが、一体それは大臣としてはどうか、さうお尋ねしたのでした。

○松村国務大臣 それならば私もその席におりましたことでもあります。し、それはさういふ意味でございまして、教育委員会制度全体についてはいろいろの議論もあるから白紙において再検討をする、さういふ意味でございまして、それはかつてこちらでも並木さんの御質問に対してさういふ申し上げておつた程度でございまして、さういふことであらうと思ひます。

○辻原委員 同時に、これは過日の新聞であります。文部省の検討した結果の意見として発表せられておつた教育委員会制度の改正に関する案であります。これは特に地方教育委員会の問題に就いておりましたが、この地方教育委員会の問題についてさうした最終的結論を出されたのかどうか、その点をお伺ひいたします。

○松村国務大臣 私その新聞を見ておりませんが、私に關する限り何らの成案を持つておりません。国会でも終つて時間を得ましたらばまずそれから研究をいたさうと思つております。

で、ただいまは何らの案を持つておりませんことを申し上げておきます。

○辻原委員 さうすると新聞に発表せられておつた問題、この詳しい内容は、時間がかかりますので私申し上げませんが、地方教育委員会の制度を相当大幅に改正するという内容でありましたが、それについては何ら文部省の関知しないところで結論は出ておらない、これは今後検討していく、さういふことであらうか。

○松村国務大臣 私存じませんけれども、何かさういふことを委員会等に諮問してその答申などが出ておるといふようなことがあるかもしれません。しかし私の存じておりますところにおいては、さういふことは承わつておりません。私自身もさういふ研究を今するひまもないので、白紙でこれから取りかかろう、さういふふうに考へておるわけでありまして。

○諸方政府委員 ただいま大臣が答弁されました中の、前の委員会かどこかに諮問した意見があるだらうというお話、これは私ちよつと時日を失念いたしましたけれども、さうと以前でございしますが、中教審に諮問して中教審の答申があつたことは事実であります。しかしこれはただいまお話しになりました新聞の問題とは全然無関係であります。

○辻原委員 今の問題も結論が出ていないといふことでありますので、これは後日に譲ります。

次に大臣にお伺ひしたいのは、本日閣議を持たれたようであります。が、去る十五日の閣僚懇談会におきまして、先般も当委員会が質疑が行われましたが、目下非常に問題となつてお

る特に地方公務員の夏季手当の増額についてでありますけれども、この点についての最終的な結論が本日の閣議において出たのかどうか、これをお伺ひいたします。

○松村国務大臣 一応の話し合いはできておりますが、ただ地方公務員にそれがどうして行き渡るかという点につきましては、いま少し検討を要するものがございまして、さういふ完全な話がそこまで行つておりませんことを申し上げざるを得ないのであります。この間の関係懇談会もあの線についていろいろ何がありましたけれども、それを再確認をいたしましたという程度であることをどうぞ御了承願ひます。

○辻原委員 関係懇談会の結論を再確認されたというところのいふのであります。さういふのは支給金額のめどは〇・五、支給する方法としては超過勤務手当の繰り上げ、それから地方公務員については十億の短期融資、さういふ話であつたと思ひますが、さういふことなですか。

○松村国務大臣 大体さういふことだと心得ております。

○辻原委員 大体さういふことだといふ話であります。さういふいろいろな御努力をなさつていらつしやられると思ひますが、問題は〇・五といふことになれば、これは金額的に見たつて一人当り八百円から八百五十円そのものであります。さういふ程度のもものは少くとも私はきまつた以上、これは国家公務員、地方公務員全体に行き渡るようにするくらいのことには当然政府の責任でもあり、特に地方公務員の大多数を擁してある文相とされては、何かさういふ具体的なめどを今日

に至つておつたただかぬ限りは、われわれとしてもちよつと不満の意を申し上げなければならぬと思ひのであります。十五日から今日まで全然話が進展してないといふことは一体どういふことなんでしょうか。十億の短期融資が一応決定を見たといふことになれば、それを地方にどう流して、また地方公務員についてはどういふ名目でもつてこれを支給するかのめどくらいは今日もう立つてもいいのではないかと思ひますが、さういふ点については何ら考慮されてないのですか。

○松村国務大臣 お話の点につきましては、今日までおくれたことは實際私といたしまして非常に遺憾に思ひます。さういふお話を通りであります。なかなか役所の間の話し合いがつかまへません。さういふことになつたのでございまして。わずかのことであります。できるだけそれが徹底すること、さういふこと、これからは努力をいたし、そして時期も早くいたしたいと思つております。

○辻原委員 一番問題は、やはり短期融資をいたしましてもこれは従来ならばいざ知らず、御承知のように先ほど御議論された再建整備法なども出て、いわゆる地方財政の問題が問題にされておる時期なので、融資をしたからといって都道府県が必ずしも出すとはわれわれ考へられない。少くとも昨年年末の間に、今考へられておると同じような方法でもつてした場合の事後の処理を見ても、やはり十億ばかりは全然国の措置に反して手をつけていない。それが本年になれば、おそろくただ金を貸してやるというやうな程度だけでは、それは支給しないといふのが地方

の側の動きじゃないかと思うのです
が、そうしたことになるれば、これは国家公務員、地方公務員に非常に不平等な取扱いができるわけです。何らかのことで地方が出し得る措置を私は特に文部大臣にも御努力願ひまして、真剣に考えていただきたいと思うのです。それを解決する道は、結局財源措置する以外にはないということなのです。しかしその点は非常に大きな問題にもなりませんが、何らかの方法がありそうだと私は思う。十億の金を融資して、何か政府で責任を持つてその程度のものは保証するという形のは生まれるのじゃないかと私は思うのです。それができれば方法等については簡単に解決がつく、これは私に考えておりますが、その踏み切りがまだおできにならぬと私は拝察いたしておりますけれども、それを解決しなかつたならば、これもまた有名無実になることは間違いないです。一つその点について大臣の御決意ありやいなやをお伺ひして、私の質問を終わりたいと思います。

○松村国務大臣 年々こういうことをなくしていく方法を考えるのが根本的問題だと思つておりますが、今の間には合いません。それで今日の場合に、速急に何とかできるだけのことをいたしたいと思つて努力をいたしておるような次第でございます。これ以上はどうか一つお許しを願ひたいと思います。

○佐藤委員長 野原委員君。

○野原委員 まず最初に、質問の蒸し返しになるかも知れませんが、事は重大でございますから、私は教育委員会の制度と財政再建整備法について二、三お尋ねをこの機会にいたしたいと思つてあります。

まず第一に、教育委員会の制度の問題は、ただいま大臣から御答弁がございまして白紙に立つて再検討をする、こういうようなことでございしますが、これはただいま初中局長が申されましてたようにすでに中教審が答申をいたしておるのであります。従つて大臣としては中教審の答申について再検討をされるということであるのか、それとも白紙に立つて委員会制度をもう一度あらためて何らかの機関に諮問をして再検討していただきたい、こういうことであるのか承わりたいのであります。

○松村国務大臣 それはさういふ委員会の答申もありますが、その後の情勢の変化もございするし、また各党の間にもそれぞれこれに対する一定の考え方もございするし、それらをすべて総合して検討をいたしまして、今日の実情と合せて最善の案を得たいと心得ております。

○野原委員 そういたしますと大臣といたしましては、これは何らかの機関に諮問をされる——重ねて中教審には申しません、何らかの機関に諮問をするというふうなお考えですかどうですか。

○松村国務大臣 それはまだ正確には申し上げかねますが、やはり私どももいたしましては一定の役所において研究をいたしまして、そうしてその成案を前の委員会に諮問をいたして、そして練り上げるのが順当ではなからうか、さういふふうにお考えはおるわけでありませう。

○野原委員 そこでまた重ねてお尋ねしたいのですが、再検討をなさるといふことは再検討の必要性をお認めにな

るからであらうと思つてあります。どういふ点について今日の教育委員会制度は再検討をしなければならぬか、大臣としては一定の結論は今の持ちでなくとも、それから方針というものは今お立てになつていらつしやらないか、文部大臣としてどういふ点に教育委員会制度は問題がある、さういふ大ざっぱなところでもいつころでございしますから、再検討の必要、どういふ点が必要なのかというところを一つお聞かせいただきたいのであります。

○松村国務大臣 それを概括して申し上げますと、あの制度がござまして今日までは、どの政党においてもこれを改めるべきであるという前提のもとに研究が行われておる。申せば一つの世論であると申してもいいと考へます。また実際の問題といたしましては人事がさういふ小範囲に行われるものでありますから、人事の沈滞とかその他いろいろの面において改善を要する面もあるように考へます。従ひましてこれは一つ再検討をすべき機会に到達いたしておると思ひまして、白紙の上に立つて検討をいたしてみたい、さういふふうにお考えをいたします。

○野原委員 今日の教育委員会制度の最も特色といたすところは、すでに大臣も御承知のように教育行政というものが一般行政から独立をしておる。それから中央の行政にこれが所屬しないので、教育委員会法の第一条にある点、教育委員会の独立性といふ点、自主性といふ点、さういふところにあるさうかと思つてございしますが、さういふ教育委員会の目的として第一条に規定せられておるような根本についてまで再検討をなさらうとお考えで

すか。それとも公選制を任命制にするとか、あるいは地方教育委員会が人事その他について小範囲であるから、行政規模も小さいし、財政能力もきつめて貧弱であるから、これらの問題も何とか考えなければならぬというふうな、さういふ程度の再検討の必要をお認めになるのか、抜本的にこれを再検討しなければならぬという本質にまでさかのぼつた再検討であるのかどうか、その点一つお聞かせいただきたいのであります。

○松村国務大臣 教育の大本につきましては憲法なり教育基本法なりにきまつておることは申すまでもない。それを地方教育委員会にまたたいたわければならぬかなどというところは、これはまた別問題でありますけれども、流れはずつとさういふふうになつておるわけでございますから、教育委員会の制度を再検討することになりますれば、さういふ根本のものとも関連をいたしておることはもちろんであります。表現の仕方はさういふふうな仕方をするかはわかりませんけれども、今憲法、教育基本法の中にある流れは、これはもうあの教育委員会法の第一条などはさういふことを繰り返しておるようなことではありますので、それを繰り返す必要があるかないかは別問題として、考え方は別に何も変つたこととはないと思ひます。さういふことでは、地方に与えられた制度をどういふふうな運営するのが最善であるかといふことを見えていきたいと思います。

○野原委員 御承知のように去年の十月が教育委員の改選期であつたのであります。その改選期にあつた教育委員の選挙が二カ年延長になりました。来年の十月に改選といふことでございしますが、大臣としては教育委員会制度について再検討を加えられた結果いつごろ大体の結論を出されなければならぬという、さういふめどもございましてらお示し願ひたいのであります。

○松村国務大臣 それはさういふ申し上げることができると思ひます。検討の結果何ら変更を要しないということになりますならば、それでさういふこと来年度の選挙に臨むわけでありませう。さういふでなくとも改選を要するといふならばどうしてもこの冬の議会にこれを提案をして冬の議会で御決定を願わなくちゃならないと心得ましてそれを旨といたして研究を進めたいと存じております。

ういうことでございますかお尋ねいたします。

○松村国務大臣 私のお申しますのは、地方教育委員会の従来の権限、予算の編成に關する権限などのような重大なことは侵されてはいない。それからこの教育委員会が必ずしも独立の立場を失っていない。小さいことについては、小さいことについてはいかぬかもしませんが、予算の執行に對して協議をせよなどというようなことは多少譲つておる点もありますけれども、地方と協調する意味においてその程度のことはあつてよろしいのではないかと、このように考へておりましたから先刻辻原さんにお答えを申したわけでありました。もしも今度教育委員会の制度を再検討いたしますならば、そのときにはまたそのときの新しい構想のもとにいかんして教育の立場を守るかということについては慎重に研究をしないでならぬと考へております。

○野原委員 先ほど私ちよつと申し上げましたように、教育委員会制度の根本といふものは、教育の一般行政からの独立、この点が非常に大きいかと思ふのであります。そう考へて参りますと、今回の財政再建促進法によれば、予算の作成に當つて果して教育委員会の意思が認められておるのかどうか、これは大臣及び事務当局から御答弁を願ひたいのでございますが、教育委員会は予算の作成についてどれだけの保証が今回の財政再建促進法で与えられておるとあなた方は考へるのか、尋ねてお尋ねいたします。

○緒方政府委員 財政再建団体が予算

を編成いたします場合に、教育委員会法の第五十六条以下の教育委員会の権限は何らそこなわれていない、かように考へておりますので、この点は先ほど来御説明申した通りであります。予算の調製は長がいたしますけれども、その調製をいたします場合に、教育委員会が教育費の予算の原案を送付し、それを首長のもとで調整をいたしまして、そうして意見が合わない場合に議会の議決に持ち込む。この点毎年の予算につきましてその通りになつております。従ひましてその点は十分確保されてゐると思ひます。

○野原委員 再建整備法の第二条が問題になつてくるのであります。第二條によれば教育予算については教育委員会が責任があるわけでございますけれども、首長がその教育委員会の意思というものを無視されてこの予算の綱が作られた場合に、一体教育委員会としてはどういふ保証でこの首長に當ることができまうか。

○緒方政府委員 ただいま申しましたように教育委員会としては教育費に關して予算の原案を作ります。そして首長に送付をするわけでありまして、そこでもし意見がととのわない場合には、これは議会の議決に付するわけでございます。両方の意見を議會に持ち込んでその団体の総合的な意思として、団体が最終的にこれを決定する、かよになつておるの、いわゆる教育委員会の原案送付権あるいは二重予算といわれる制度です。この制度が残つてゐるということをお尋ねから申したわけではあります。

○野原委員 具体的にいかなければ質問がピンとをはずれるように思ひます

から、一べんこの三条を読み上げてみましよう。第三条の後段をごらんいただきたいのであります。「自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付け、又は変更を加へた上、当該財政再建計画を承認することが出来る。」こゝに書いてあります。そこで問題は、この首長が財政計画を立てるでしやう。これを議會にかけるとしやう。議會が承認したものを自治庁長官に持つていつて承認を求めなければならぬということになると思ふのです。そのときに首長が議會に再建計画についての原案をかける場合に、教育委員会の意見を無視してかけた場合、これは教育委員会としては、教育委員会の意見を付して議會に送ることができるといふのがあなたの解釈だろふと思ふのです。そうですか、まずその点について伺ひたい。

○緒方政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、毎年の予算を編成します場合のお話を申し上げたわけでありまして、その關係は現行法と少しも變つていないわけでございます。その点を先ほどから御説明いたしてゐるわけでありまして、ただ財政再建計画につきまゝは自治庁長官の承認を受ける、あるいは自治庁長官はそれに對しまして今お示しのようないろいろな条件をつけることもありますけれども、そういう場合には関係各省庁の長と協議をしなければならぬわけでありまして、従ひましてその点におきまして教育関係の意見が十分反映されないというようなことはないと考へております。

○野原委員 その場合に条件や変更を加へて、そして自治庁長官が承認するという場合に、文教予算については文部大臣と協議をするということにはならぬと思ひますけれども、文部大臣の権限といふものと教育委員会の権限といふものは、これは異なる。それで幾ら文部大臣と自治庁長官が協議をしてみたところが、教育委員会の独立性がそれによつて保たれたとは私どもは考へることができないのです。首長がその財政再建計画を立てた、そして自治庁にそれを持つていつたら自治庁で条件をつけ、あるいは変更をされて承認をされる、そういうことになれば、自治庁長官と首長だけによつて教育財政というものが規定されるのじゃないか、こゝに疑問があるのではありませんか、この点についてどう考へておられますか。

○緒方政府委員 この点につきまゝして、先ほど来御答弁申し上げております通り、事実上まず再建計画を立てます場合に、教育委員会の意見を無視してこれが立てられるということでは、これはなかなかあり得ないことであらうと考へております。それと同時に文部省と地方教育委員会との連絡におきまして、十分な意見の調整をはかりまして、その意見に基づきまして、その承認の場合の協議に應ずることになります。これは事実上やはり教育委員会の意見もそこに生かすことができる、かよになつておると思ひます。

○野原委員 その点が根本的に違ふのです。あなた方は教育委員会の意思を無視して再建計画を立てられないであらう、こゝに思ひますけれども、あなたの御答弁にあるように、であらうでありまして、これは将来今日の都道府県知事の教育委員会に対する考へ方とい

うものは、全体的とは申し上げませんけれども、そういうような知事が相当多いわけではあります。こゝに教育委員会の意思が無視された場合に、教育委員会の無視が絶対に無視されないという保証が、どうも薄弱なんです。これは辻原委員もその指摘しておりましたように薄弱です。ですからこの点について、竹尾委員が先ほど申しました教育委員会の意思をもつと考へてやうな、教育委員会制度といふものが現在あるものでありますから、これが變改されないやうに教育行政、教育財政についての責任機關である教育委員会の意思を再建整備法の中でもつと認めてやうな修正を、責任のある文部当局としては考へるべきではないか、この点についてどう考へておられますか。

○緒方政府委員 これは交渉の経緯を申し上げることはいかにかと存じますがけれども、いわゆる教育委員会の原案送付あるいは二重予算の制度は必ずすることになります。これは今お話のように教育委員会の権限を非常に大きく侵すことになりまして、この点につきまして私どもは反対をいたしまして、その点はここにありまして、原案から消えております。そこで教育委員会の権限といふのは毎年度の予算を組みます場合に十分発言の機会を与える、その権限があるといふところに私は予算編成の上におきます権限として特色があると思ひます。そういう制度が特にこゝにふに作られておるわけでありまして、その点に關しましてはこの法律は全然触れておりません。各団体の首長と教育委員会との権限關係につきましては、現行法と少しも變つておらぬわけでありまして、そ

て財政再建計画は相当幅があるだろうというのを先ほどから申し上げておりますが、その幅がある計画の中におきまして毎年の予算が具体的にきめられ、その機会に教育委員会から十分発言をさせる、これは大事であらうと考えておるものであります。

○野原委員 議会にかけるであらうその再建計画の原案というものは、これは首長がきめるのです。首長が原案をかけますから、そのときに首長が議会にかけるところの原案について教育委員会の意見を聞いてくれたらよろしい。教育委員会と協議してくれたらよろしいのでありますけれども、協議しないのであります。これは協議しないのであります。その場合、教育委員会として、何と自分たちが首長と協議ができて、ある余地をこの法文のどこかに認めてもらいたいというところは、これは教育委員会側でなしに、私も教育委員会制度について支持しておるところの者はみなそういう意見なんです。その点について保証がないでしよう。首長が議会にかける原案について教育委員会の意見を無視してかけても、委員会としては拱手傍観、どうも手の打ちようがない。その点どうお考えになりますか。

○緒方政府委員 財政再建計画というのは、これは将来どうするかわかりませんが、財政の規模をそこできめるといふことにならうかと思ひます。しかしこれは具体的な予算ではないのです。従いまして毎年の予算におきまして具体的な教育費がきまるといふことになりまして、私は毎年度の予算におきまして教育委員会の発言権があることにによりまして、この教育委員会の権限は十分に確保されると思ひます。そうして財政再建計画は一応立てます。しかしこれは赤字をその団体として各機関協力して解消していく、健全化していくという努力をするわけでありまして、これは何と申しまして、その団体の総合と申しますか、調整と申しますか、そういう立場にある長が立てる、これはやむを得ぬのじゃないかと考えます。しかもそれを最終的にきめましますのは団体の議会であります。議会は最終的な意思を決定する、さうなことになるのであります。その点は……

○竹尾委員 局長は今、これはいづれ幅のある財政再建計画になるであらう、こういうことをしばしば言われましたが、幅などありつこないのです。幅があるくらいならこういう法案なんか出さつこないのですから、それはきわめて窮屈な、身動きのなだらけ面に相違ございません。それからもう一つは、教育委員会と相談をしないで、はなから、こう言いますけれども、これは野原委員が言われた通り、県の場合も、市町村の場合も、やはり県知事や市町村長が力を実行持っている、最後に委員会などはどうでもいいかげんにされてしまふのです。だからこれは協議をするとか何とかいって、実際には協議などできつこない。それでは教育委員会の望むような結果など得られつありません。でありますから、そこは交渉の過程において大いにがんばつて落した、こうおっしゃられたので、あなたの方でもそういう点は非常に困るという気持は持つておつたに相違ないと思ひます。であ

りますから、何とかこれについては修正していただきたい、こういう強い希望を私は持っているのです、その点については局長にお尋ねしても仕方がないですから、大臣から御所見を伺いた

○松村國務大臣 御意見は承ります。それは責任大臣として今修正に御同意申すわけにも参りません。そうしてこの文教委員会にかかつておる問題ではございせんので、どうか適当にこの問題の審議の際に党として御考慮願ひたいものと思ひます。

○竹尾委員 先刻大臣がお留守のとき、この点については触れておいたのですが、今でも私どもがこの種の法案を審議した過去の経験に照らしてみますと、自治庁の長官と文部大臣というのは絶対に相いれない。非常に仲が悪い。同じ閣内にあつてけんかばかりして参りましたので、鳩山内閣におきましてはそういうことはあるいはないかもしれませんが、私の心配するところは、その点であります。特に大臣は主管の大臣でない、こうおっしゃられておりますけれども、しかし事は文教関係に一番影響を及ぼすことではございませう。幸い大臣は民主党内の有力者でありますから、これは強い希望であります。その点を強く御説明願ひたいと思ひます。それは川島長官はいろいろ存じておるか知りませんが、私も川島代議士と同じ県の選出でよく、そういう点は存じておりますが、これは松村文相にぜひ強くやつていただかないと教育の危機が到来いたしますから、党内の最有力者として大いに御奮闘あら

んことを強く希望いたしましたして、私の質問を終ります。

○並木委員 野原委員、竹尾委員の質問を聞いております。確かにごもつとももの点がある。私はこれをこのまゝで放置しておくことはやばいけなまいと思ひますので、一つの提案をしてみたいと思ひます。それで大臣の御意見を伺いたいと思ひます。それは今度の再建法によれば、赤字になつてしまつて、要するに家計が困るから、債権者に債権取り立てを待つて下さい、そのかわりさういふふうのうちの中、経費は切り詰めてやりますからという案を立てていくのと同じであります。従つて幾ら家庭の中で予算の提出権があるといつて、おとつあんこれだけくれとせがんだところで、そのおとつあん自体が外部に対して縛られるのですから、それは違つてくることは当然なんです。ですから文字の上では予算提出権の自由があるうたつておられても、実質において拘束されることは火を見るよりも明らかであります。ですからこれは大臣も率直に認めた方がいい。そこで大きな見地からこれを救つていくにはどうしたらいいか。さうした赤字が生じた地方財政を救うには、教育の重要性というところに重点を置いて、別途に救済水、呼び水を出してやる必要があると思ひます。それが教育平衡交付金というふうなものの制度ではないかと私は思ひます。日本では地方財政平衡交付金で取り上げられましたが、あれも、あのものアメリカでは平衡交付金は教育についてであり、教育だけは全国不公平があつてはならない、こういう見地から財政の貧困な都道府県に対して、また市町村

に対して国家がめんどうを見る、ここに源を発しておりますので、地方財政は苦しさの余り地方教育委員会というものは制限されていくこともやむを得ない。大臣もそれはきつと認めると思ひます。ですからそれは今竹尾委員の御発言のように押し返して、訂正して、いけという御注文もわかりましたけれども、これはやはりそれ自体で押し合うことはむづかしいと思ひます。ですから別途に国家が教育平衡交付金あるいは教育独立税、教育のために一つの税源を見出して、教育税というものを創設してもいいと思ひます。さうして富裕の県と貧弱な県との間に教育費について差がついたら、その差だけを埋めてやることにしよう、今のような各委員の疑問を解消していく、さういふことを考えられる必要がどうしもあると思ひます。大臣におかれてはぜひこれを検討していただきたいのでございます。が、御所見を承つておきたいと思ひます。

○松村國務大臣 今度の地方財政の再建を、この法律案が通りましていよいよ実行することになりますと、いろいろの現象が起りますことは大体想像せられます。容易ならぬ事態であらうと考えます。そこでそのまゝにしてはつておきますならば、ある府県においてはきわめて窮屈にやつていかざるを得ない状態、もしも今度の整理をやりますけれどもさういふ事態がまた早く来るかもしれない、これをやりましてもやはり来る場合が出てくると思ひます。その際に教育が同じ日本にありながら、特殊の府県に限つて非常な格差ができてくるというふうなことがあつてはなりません。義務教育の趣旨からいつてもそれはなりませんから、さう

いう場合にはお話のような一種の平衡交付金のような制度でも考えまして、そうしてその間のバランスをとり、一地方だけが非常に落伍した教育の実態を現わすなどというのを避けなくてはならぬと考えますが、これはもちろんそういう場合には考慮せらるべき問題と考えます。

○野原委員 私に質疑に対して緒方局長が再建計画の原案については教育委員会の意思が無視されることがあり得ることをあなたはやはり認めておられると思うのです。再建計画の原案を首長が教育委員会の意見を無視して議会に出すことはあり得るでしょう、これは認めておられる。ただあなたが言われることは、現実それが予算化せられた場合に、予算の送付権があるからこれは救済できるじゃないか、こういうことでありますけれども、予算の場合は再建計画で縛られるのです。予算というものはその再建計画によって拘束される。従ってやはり問題があります。再建計画の原案について委員会の意思が無視されるということは教育委員会法の五十六条ないし五十八条の精神を根本から抹殺しておるものと考えられます。だからこの点が並本委員なり竹尾委員からも指摘せられて、そうしてこの法案については再度検討をしていただかなければ、これは与野党を通じて当文教委員会としては了解ができない段階が来ると思うのです。この点について私の時間がございませんから大臣の御善処を要望いたしたいと思ふのであります。

そこでただもう一言だけ、この機会にお尋ねをしておきますが、過日私がこの教員の給与の三本建について質問

をいたしました際に、同一学歴それから同一勤務年数の教員が高等学校と中学校——義務制の学校で給与に差等があるということはおもしろくない、こういう御答弁が大臣からもあったのであります。明らかに速記録に載っておりますのであります。そこでこの問題については早急に文部当局としては検討を加えていただいて、何らかの具体的なものをお示し願いたいと私は思うのでございますが、この点についてはどのような検討がなされておりますか、お尋ねをいたします。

○松村国務大臣 まだ御報告申すまでには参っておりませんが、次の予算編成の際にその点を十分研究もし、考慮もいたし、努力もいたしたいと考えております。

○野原委員 これは御承知のように、法律に基いて給与は支給されますので、法の改正をいたさなければならぬのであります。給与に関する法の改正、その点について早急に大臣としては御検討を加えられる御意思があるかどうか、来年の予算編成といえはあと一年ございまして、私は問題があるということがわかった以上は即刻手をつけることが当然の措置ではないかと思うのでございますが、その辺についての御所見を承わりたいと思ひます。

○松村国務大臣 その点につきましては、予算の編成もその趣旨で、できますればこれに付帯した法律案として次の議会にはせひ出したい、そうして御趣旨に沿いたいと考えております。

○佐藤委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局